



グリーンボンド・
ソーシャルボンド・
サステナブルボンド
フレームワーク

©イル・ド・フランス地域圏財務局

バージョン：2021年3月

目次

1. 持続可能な開発のためのイル・ド・フランスの地域圏戦略	3
a. 法律で定められた地方権限の中核をなす持続可能な開発	3
b. 持続可能な開発、イル・ド・フランス地域圏の戦略的選択	4
c. 行動計画に反映される戦略	4
d. 地域圏の持続可能な開発戦略に貢献する、環境に配慮した責任ある債券	7
I. 環境&責任ある債券発行の先駆者 イル・ド・フランス地域圏	7
II. 持続可能な金融の発展を支えるイル・ド・フランス地域圏	8
III. 債券の環境・社会的目的	9
2. 国際資本市場協会（ICMA）の原則および欧州グリーンボンド基準プロジェクトに準拠した発行フレームワーク	10
a. 調達資金の用途	10
I. 対象となるグリーンプロジェクトのカテゴリー	11
II. 対象となる社会的プロジェクトのカテゴリー	12
III. セクター別除外基準	14
b. プロジェクトの選択と評価	15
I. 融資対象プロジェクトの選定・評価プロセス	15
II. 持続可能な財務委員会	16
c. 調達資金の管理	17
d. 割当・影響報告書（レポーティング）と外部監査	17
I. 割当・影響に関する報告書（レポーティング）	17
II. 外部監査	18
付属文書 1	19
欧州委任規則案およびその付属書（規則（EU）2020/852 & 付属書を補足する欧州委員会委任規則、2020年11月発行版）の、対応する活動に対して定義された基準による、欧州連合の環境目標「気候変動の緩和」に対するイル・ド・フランス地域圏のグリーンプロジェクトの実質的貢献度の評価	
付属文書 2	24
委任規則案とその付属書（規則（EU）2020/852 & 付属書を補足する欧州委員会委任規則、2020年11月発行版）で対応する活動に対して定義された DNSH（「重大な影響を与えないこと」）基準に対するイル・ド・フランス地域圏のグリーンプロジェクトの評価：低炭素輸送プロジェクトカテゴリーの分析例	
付属文書 3	39
持続可能な投資を促進する枠組みの整備に関する、2020年6月18日付欧州議会及び理事会規則（EU）2020/852の第3条及び第18条に規定する最低保証に準拠したフランスの国内規則。	

1. 持続可能な開発のためのイル・ド・フランスの地域戦略

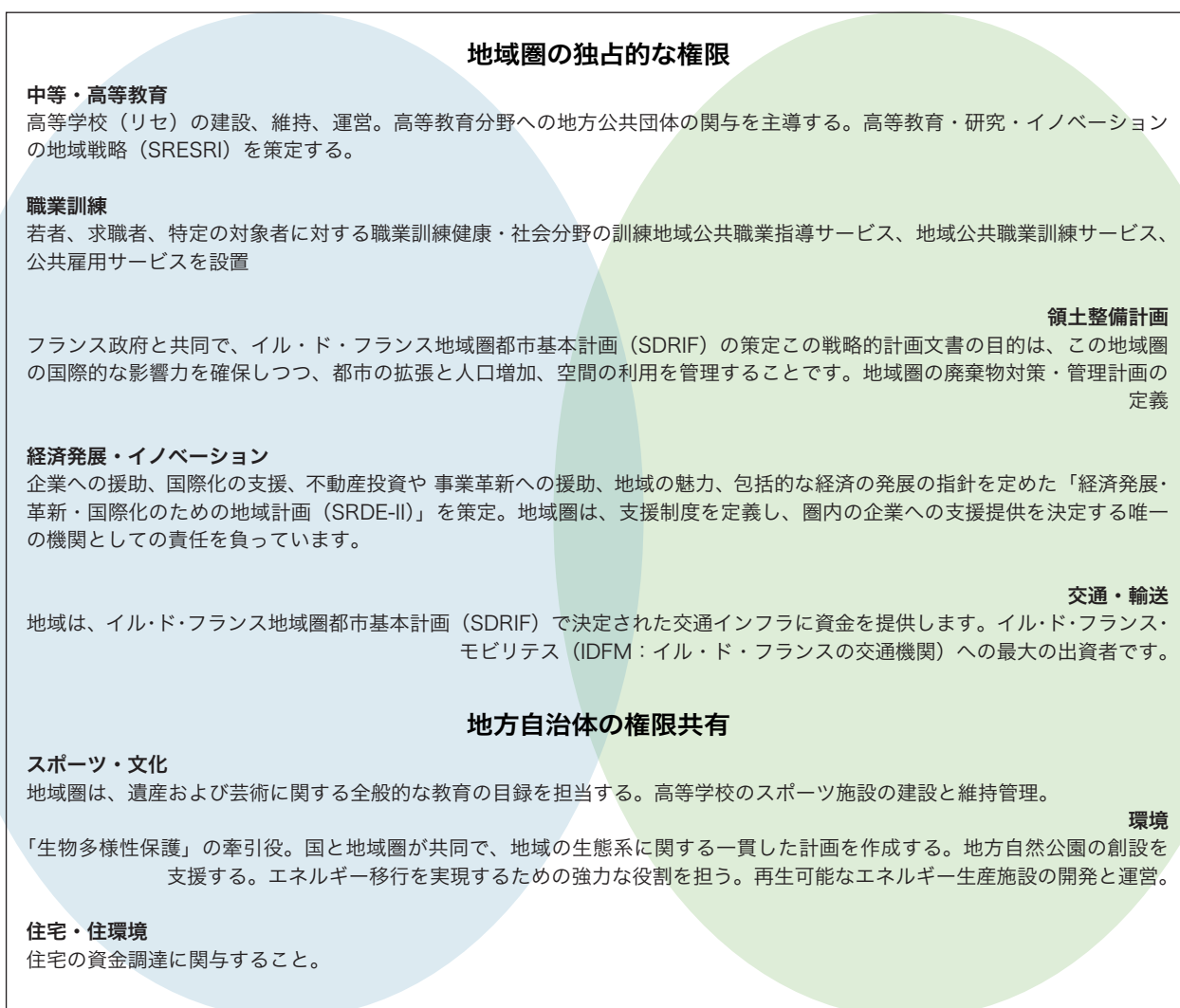
a. 法律で定められた地方権限の中核をなす持続可能な開発

1982年に地方自治体となったフランスの地方（地域圏/レジオン）は、地方分権法の制定を経て、その権限の範囲が拡大し、現在は主に経済発展、職業訓練、高等学校の管理、交通、地域計画や環境、デジタル開発などを管轄しています。

今日、イル・ド・フランス地域圏は、委ねられた権限により、**地域の社会的・環境的発展**の中心的な役割を担っています。

2014年1月27日付の「MAPTAM法」と呼ばれる「領土公共活動の近代化と大都市の地位確認に関する法律」は、地域計画と持続可能な開発、生物多様性の保護、気候、大気の状態、エネルギーの観点から、地域圏の牽引役としての役割を付与されています。

2015年8月7日の「フランス共和国の新しい領土組織に関する法律（NOTRe）」は、地方の権限を強化することを目的としています。同法では、「地域圏議会は、県と市町村の完全性、自治権、権限を尊重しつつ、地域圏の経済、社会、衛生、文化、科学の発展の促進、住宅へのアクセスや住宅の改善の支援、都市政策や都市再生の支援、教育政策の支援、地域の発展と平等、さらにアイデンティティの保持や地域言語の振興を図る責任を負うものである」と明記されています。

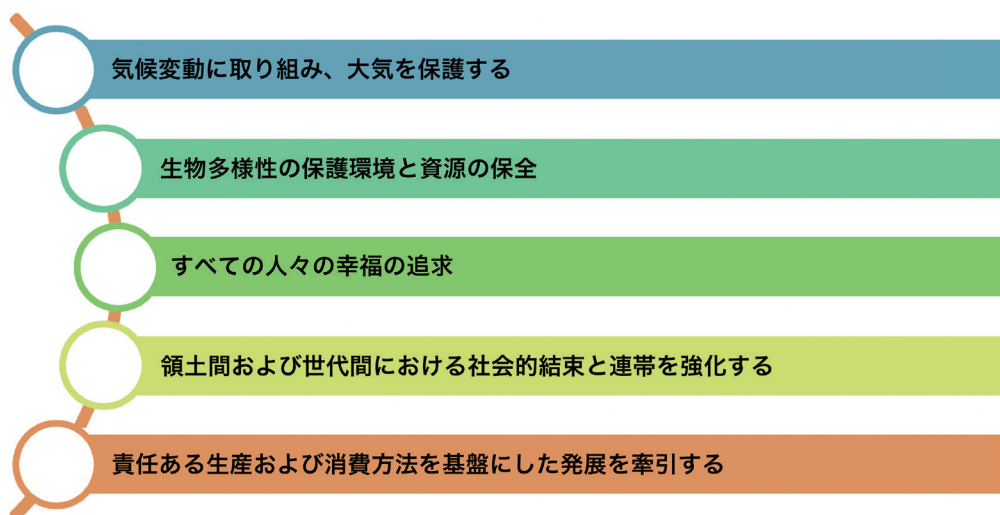


b. 持続可能な開発、イル・ド・フランス地域圏の戦略的選択

地域圏は、法律で与えられた権限を通じて、地域圏の経済的、社会的、環境的な発展に向けて関与しています。

環境は経済発展の実質的なモデルであることから、地域圏の執行部は生態系保護を横断的な課題と位置づけています。最優先事項としての環境問題は、グローバルかつ複数のセクターにまたがるため、地域圏が関与するすべての分野（教育、社会的インクルージョン、経済開発、モビリティ、領土整備など）で実施される政策に浸透しています。

地域圏は、**5つの目標**に基づき、環境と社会的要件に沿った地域圏への**活動方針**を実施しています¹。



イル・ド・フランス地域圏は、このようにパリ協定とアジェンダ 2030 の実施に向けて、国連が定めた 17 の持続可能な開発目標（SDGs）の達成を目指し、積極的な戦略を推進しています。

毎年、地域予算の採決が行われる前に、「**持続可能な開発の状況に関する報告書**」と題する文書が、選出議員に提示されます。これにより、地方自治体またはイル・ド・フランス地域圏のいずれかで実施される上記の 5 つの目標に関しての地方政策が全体に及ぼす影響を分析しています。

c. 行動計画に反映される戦略

持続可能な開発のための地域戦略は、5つの目標を実現するために策定された一連の「計画」、「枠組み」、「制度」で構成されています：

気候変動に取り組み、大気を保護する	
移動の脱炭素化	鉄道網とインフラ整備への大規模な投資
	エネルギー消費量を 20%削減し、環境に配慮した鉄道（情報元:IDFM「イル・ド・フランス・モビリティ」）
	2025年までに人口密集地に 100%グリーンバスを導入。5,000台以上のバイオガスまたはEVバスを配備（情報元:IDFM）
	自転車計画：駐輪場への投資、自転車専用道路網の強化、都市型バリアの解消
	渋滞対策：交通の流れを良くし、大気汚染物質の排出を抑える
	貨物・物流戦略：物流に伴う諸問題を軽減する

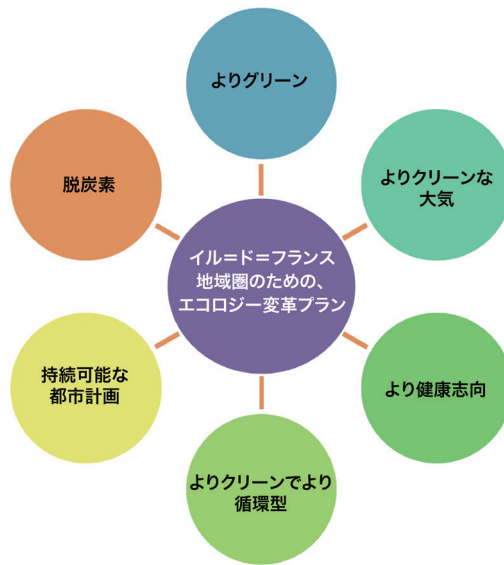
¹ 「グルネルII」法（2010年7月12日法第2010-788号）に起因するもの。

エネルギーの節制、再生可能エネルギーの生産、依存度の低減	エネルギー・気候計画：イル・ド・フランス地域圏の化石燃料と原子力発電への依存度を2030年までに50%削減し、2050年までに100%再生可能エネルギー&カーボンフリーを目標とします。これは、地域圏のエネルギー消費を40%削減し、同地域で生産される再生可能エネルギーの量を4倍にすることで達成されます。
	ソーラープラン、水素プラン、メタン化プラン：水素モビリティ、太陽光発電、メタン化開発。
	地域締約国会議(COP)の開催、初回は2020年：イル・ド・フランス地域圏を「ZAN、ZEN、循環型」(ネットゼロ人工開発、ネットゼロ排出、ネットゼロ資源)地域として指定し、192件の提案を通じて2020年から順次実施する。
より節約型で効率的な地域遺産	当地方の高等学校建設プロジェクトは、意欲的な省エネ・温室効果ガス排出削減の目標を掲げています(レベルE3C1)。特に夏の快適性、ファサードの向き、夜間の冷却など、ユーザーの快適性を向上させる環境配慮が盛り込まれています。
	地域圏が融資に参加する他の建設/改修プロジェクトにおけるエネルギー効率の目標。
生物多様性の保護環境と資源の保全	
生物多様性の保護	生物多様性に関する地方戦略2020-2030：自治体、環境保護団体、研究機関、土地管理会社、関連企業との協議により策定。地域圏は、現在から2025年間に2億ユーロを投資し、2030年までに4億ユーロを投資することを約束しています。
	フランス政府と共同で「地域生態系一貫性スキーム(SRCE)」を策定し、4つのグリーン&ブルーベルト(TVB)契約を結びました。これは、気候変動に対する環境や種の耐性を促進しながら、生態系の連続性を再生するアプローチの一環として、生物多様性を重視することを目的としています。
	12の地方自然保護区(RNR)を支援し、そのうち5つは地域の公的機関である自然保護局(AEV)が管理する特別自然環境の保全に力を注いでいます。
より緑豊かな地域圏	地方の緑化プラン、2025年までにさらに500ヘクタールの緑地と自然を創出する計画です。
よりクリーンで、より循環型の地域圏	廃棄物防止・管理に関する地域圏計画(PRPGD)：廃棄物防止・管理に関わる地域圏のすべての関係者の行動を調整することを目的とした、地域圏が支援・主導する戦略的計画文書です。
	イル・ド・フランス地域圏の循環型経済に関する新戦略：2030年までに、経済のあらゆる分野で、従来の直線的な消費モデル(抽出、製造、消費、廃棄)から、循環型モデル、すなわち持続可能性、責任ある消費、再利用、節制、自給性を促進するモデルに移行することを約束するものです。
すべての人々の幸福の追求	
最も弱い立場にある人々を支援する	例外的な危機(保健衛生上の危機、自然災害など)が発生した場合の緊急措置、連帯を促進する活動団体などへの支援計画、DV対策の実施など。
	地域が融資する設備やインフラを、移動が困難な人が利用できるようにし、障害者関連の革新的なプロジェクトを実施する施設やサービスに融資します。
すべての人が質の高い医療と教育を受けられるようになります	医療サービスが不足している地域を減らすための地方基金や予防医療事業への支援。
	「エイズ撲滅イル・ド・フランス地域圏」計画。
	同地域圏の高校に対する新たな複数年投資計画で、2027年までに60億ユーロ以上を教育施設の建設と改修に充てることを目指します。
	デジタルプラン(高等学校1年生のすべてにパソコンやタブレットを配布し、教師にも配布する)。 早期離学防止、低所得者層の高等教育へのアクセス支援、学費補助のための制度。

参加型アプローチ	障害に関する諮問委員会（CCH）は、この分野の政策を実施する資格を持つ 40 人の識者で構成されています。
	イル・ド・フランス地域圏の参加型エコロジー・連帯予算により、住民が投資案件を提案するものです。2024 年までの間に、5 億ユーロが投資される予定です。
	地方若者会議（CRJ）。
領土間および世代間における社会的結束と連帯を強化する	
雇用を守る	危機的状況にある企業や雇用に対する例外的な支援の実施：第 1 ステップとして地域経済、エコロジー、連帯に基づく再建計画（保健衛生危機の一環として）13 億ユーロ、うち経済開発とイノベーションに直接充てられるのが 6 億 4000 万ユーロ。これらは国家連帯基金、Bpifrance と共同で運用する金利ゼロのリバウンドローン、イル・ド・フランス地域圏および地方自治体のレジリエンス（復興）基金、工業再生プロジェクトの募集などを通じて実施されます。
	また通常の企業支援制度である TP'up、PM'up、Innov'up、地方保証基金なども活用します。
	政府の技能投資計画（PIC）により、主にその統合スキームにおいて、弱者層の直接雇用や資格取得コースへのアクセスを促進するために、22,000 ポスト以上の追加枠の開設を目指しています。
	イル・ド・フランス地域圏で、雇用から遠ざかっている約 39,000 人を対象に、トレーニングや職業的統合プログラムを実施。
住宅政策	地区の社会的構成を改善し、社会的住宅の可用数を増やすとともに、若者、学生、実習生向けの宿泊施設を増加するための援助。
イル・ド・フランス地域圏の持続可能な整備開発	イル・ド・フランス地域圏の非利用用地を再生する計画。
	市町村や自治体間の施設共有に対する支援スキーム：地域開発契約、農村契約、農村協定、100 の革新的でエコロジー地区、新築より修復、100 のクールアイランドの設置、都市の入り口。
責任ある生産および消費方法を基盤にした発展を牽引する	
より良い生産からより良い消費へ	農業協定 2018-2030：土地の保全と都市の広がりへの対策、若手農家の定着支援、多様化への支援、エコロジーとエネルギー移行への支援、「イルドフランス産を食べよう」プロジェクトへの支援、5 年間で有機農業の面積を 3 倍に。
	地域、持続可能、連帯の食糧供給計画 - イル・ド・フランス地域圏の人々の食料供給、自給、健康、再生のための課題。66 の具体的なアクションの実施に基づく、地域圏の 10 年戦略。
イル・ド・フランスの森林、木材、バイオベース製品のための、継続的な意欲的取り組み	森林と木材のための地域戦略：持続可能な森林管理の目的。
	Booster Bois-Biosourcés（バイオソース木材ブースター）：木材を利用した革新的なソリューションの市場参入を加速させるために、6 社の創立パートナーとともに発足しました。

地域の環境整備に関して、2019 年 10 月 30 日、地方行政執行部は「**2024 年までのイル・ド・フランスのエコロジー的変革のための動員計画**」を発表し、5 年間で地域のエコロジー的変革を加速させるためのロードマップを示しました。2020 年から 2024 年にかけて、環境保護への投資を 100 億ユーロに増額する予定です。

地域環境政策は、環境破壊の原因を排除または削減することと、新しい環境ソリューションに投資して将来に備えることの 2 つを主な目的としています。



また、投資の透明性を高めるため、執行部の環境コミットメントの効果を毎年評価することができるようになりました。地方行政は毎年、議員とイル・ド・フランス市民向けに、年次予算²を補完する「**地方環境戦略**」報告書という文書を作成しています。この文書により、社会・経済を問わず、地方のあらゆる活動分野に統合されているすべての地方環境政策（および対応する年次予算）を報告して監視できるようになりました。

d. 地域の持続可能な開発戦略に貢献する、環境 & 責任ある債券

1. 環境 & 責任ある債券発行の先駆者 イル・ド・フランス地域圏

イル・ド・フランスの人々に貢献するために地域圏が実施する投資は、その性質として、環境と社会的な目的を併せ持っています。このような観点から、2012年、当地域は資金調達の一環として、この資金調達システムを推進することを決めました。

イル・ド・フランス地域圏は、持続可能な金融の分野でパイオニア的存在です。世界的にも、2012年に初めてすべての投資家を対象とした公募型サステナブル債券を発行し、その後の市場の飛躍に道を開きました。また、ヨーロッパで初めて、グリーンプロジェクトや社会的責任プロジェクトに資金を割り当て、報告するプロセスの基盤を築いた地方自治体でもあり、このプロセスは、後に国際資本市場協会（ICMA）が確立した慣行を先取りしていました。

	2012	2014	2015	2016	2017	2018	2020
投資額	350 (単位：百万€) (2012-2024)	600 (単位：百万€) (2014-2026)	625 (単位：百万€)	650 (単位：百万€) ⁽¹⁾ (2016-2025)	500 (単位：百万€) (2017-2029)	500 (単位：百万€) (2018-2033)	800 (単位：百万€) (2020-2030&2040)
適格	YES グリーンボンド原則は、 発券後に創設。	YES	YES	YES	YES	YES	YES グリーンボンド原則お よびソーシャルボンド 原則に準拠
資金使途に関する報告義務	年に1回公表	年に1回公表	年に1回公表	年に1回公表	年に1回公表	年に1回公表	2021年6月公表
「セカンド・オピニオン」	—		NO、2014年の オピニオンの更新		2016年の再更新	2016年の再更新	2016年の認証の 更新
外部および独立認証	—	—		—	—	—	—

⁽¹⁾ 投資額

² 地域圏の予算そのものに「環境・エネルギー」と題する付属文書があり、環境保護を目的とした政策が掲げられています。

2016年以降、同地域の資金需要のほぼ100%を環境&責任ある債券の資金調達で賄うことで、同地域の持続可能な公共投資政策を国際金融界にアピールしています。2012年から2020年にかけて、当地域圏は環境&責任ある債券で総額43億ユーロ以上を調達しています。

2019年7月1日にイル・ド・フランス地域圏が主催した「持続可能な金融、責任ある地域活動のために」をテーマとする会議において、執行部は今後、環境に配慮した責任ある資金調達を排他的に使用することを約束しました。その結果、2024年または2025年には、この地域圏の債務残高を100%環境配慮型 & 社会責任型にすることができるのです。

II. 持続可能な金融の発展を支えるイル・ド・フランス地域圏

当地域では、持続可能な金融を推進・発展させるために、情報、トレーニング&プロモーションの3つの分野に重点を置いて取り組んでおり、持続可能な金融フィンテックの発展とイノベーションのための研究・資金援助を行っています。

• 情報、トレーニング、プロモーション

「責任ある地域活動のための持続可能な金融」をテーマにした会議

2019年7月1日、イル・ド・フランス地域圏は、サントウアンの地域圏本部で開催された画期的な会議に、議員、地方自治体、銀行家、投資家、債券発行者、研究者、学者など100人を超える関係者を集めました。このような公的機関が主催する会議としては、フランスで初めてのことでした。このイベントは、地域レベルの持続可能な開発の分野において、主要な関係者が経験を共有し、環境に配慮した責任ある資金調達が生み出す好循環を紹介する機会となりました。

ファイナンス・フォー・トゥモロー（パリ・ユーロプレイス）とイル・ド・フランス地域圏とのパートナーシップ協定

ファイナンス・フォー・トゥモロー（F4T）は、環境と持続可能なファイナンスをパリ金融センターの発展の原動力とし、これらの問題に関する金融センターのベンチマークとして位置づけるために、2017年6月に発足した団体組織です。2021年1月21日の審議「パリ地域圏を環境と責任ある金融の世界的リーダーに」（n° CP 2021-094）で承認された同地域圏とのパートナーシップは、一方では同地方をF4Tエコシステムに関与させ（作業グループへの参加、年間作業計画の策定、イベントの共催）、他方で同地方の文化、ノウハウ、サステナブル金融問題への専門性を高めることを目的としています。

イル・ド・フランス地域圏は、持続可能な金融における主要なプレーヤーとして、重要な課題に対してエコシステムの結集を率先して行うことを目指しています。

• 研究調査

エコール・ポリテクニクとイル・ド・フランス地域圏とのパートナーシップ協定

このパートナーシップの目的は、2021年1月21日の審議「パリ地域圏を環境と責任ある金融の世界的リーダーに」（n° CP 2021-094）で承認されたもので、パリ地域圏が支持する環境と責任ある金融戦略の一環として、パリ地域に関する共同作業、特に経済・社会的影響調査を実施することを目的としています。

• 持続可能な金融フィンテックの成長とイノベーションを金融面から支援

イル・ド・フランス地域圏は、2007年の創設以来、世界トップクラスの金融イノベーション競争力クラスターの支援・資金援助を通じて、経済・社会・環境の重要課題に焦点を当てた、金融分野における革新的プロジェクトの創出と開発を促進するための、実践的イニシアティブを主導してきました。クラスターは特に、革新的で戦略的なプロジェクトを認定し、資金調達や顧客開拓を支援することを使命としています。

当地域圏では、クラスターの「持続可能で連帯的な責任ある金融」分野の発展に取り組んできました。

III. 債券の環境・社会的目的

地方債発行は、地域活動戦略（上記 1.b. 参照）、国連の持続可能な開発目標、欧州連合が定める環境目標のうち、一つまたは複数の持続可能な開発目標を追求するものです。

地域圏の環境目標

- ① 気候変動に取り組み、大気を保護する
- ② 生物多様性の保護環境と資源の保全

地域圏の社会目標

- ① すべての人々の幸福の追求
- ② 領土間および世代間における社会的結束と連帯を強化する
- ③ 責任ある生産および消費方法を基盤にした発展を牽引する

国連の持続可能な開発目標 (SDGs)



欧州タクソノミーの目的

- ① 気候変動の緩和
- ② 生物多様性・生態系の保護と再生



³ 持続可能な投資枠組みの策定とEU規則2019/2088第9条（EU規則2020/852）の規則の改正に関する、2020年6月18日の欧州議会および理事会のEU規則2020/852。

2. 国際資本市場協会（ICMA）の原則に準拠した債券発行 フレームワーク

発行の枠組みは、国際資本市場協会（ICMA）の原則である「グリーンボンド原則 2018」「ソーシャルボンド原則 2020」「サステナビリティボンドガイドライン 2018」を遵守しています。

これは、ICMA の主要原則である「資金の運用」「プロジェクトの選択と評価」「資金の管理」「レポート」「外部監査」に基づいています。

また、この枠組みは、該当し可能な限り、2020 年 3 月に公表された「欧州グリーンボンド基準案」⁴ およびそのユーザーガイド⁵ のための、欧州連合技術専門家グループ報告書に定められた公開要件に準拠して定義されています。

特に、地域圏のグリーンプロジェクトのカテゴリーは、欧州連合がタクソノミー分類規則（EU 規則 2020/852、第 9 条）で定めた環境目標に従って分類されています。

気候変動の緩和という主要目的に関して、地域グリーンプロジェクトのカテゴリーは、可能な限り、委任規則案とその付属書（EU 規則 2020/852 & 付属書を補足する欧州委員会委任規則、2020 年 11 月発行版⁶）に定義されている関連する経済活動、および「経済活動統計区分」（NACE）コードに従って分類されています。

最後に、地域グリーンプロジェクトのカテゴリーについては、可能な範囲で以下のように評価されています。

- 気候変動の緩和という主要目標に対して実質的な貢献をもたらす（本フレームワークの付属文書 1）
- その活動が欧州連合のその他の環境目標に悪影響を与えない（低炭素型輸送カテゴリーの例示は、付属文書 2 を参照）。

この新しいフレームワークは、当初の地方債発行フレームワークを更新し、最新基準を取り入れたものです。

また、地域圏は、最良の市場慣行、国際基準の変更、および採用中の欧州規制とできるだけ整合させるため、地方債発行フレームワークを定期的に更新する予定です。

a. 資金の用途

この発行枠組みに基づき、イル・ド・フランス地域圏は 3 つのタイプの債券を発行することができます。

- グリーンボンド：債券によって調達された資金は、1 つ（または複数）のカテゴリーの環境配慮型プロジェクトへの支出に限られます。
- ソーシャルボンド：この債券による調達資金は、社会的責任プロジェクトの 1 つ（または複数）のカテゴリーに関連する支出のみに使用されます。
- サステナブルボンド：債券の収益は、1 つ（または複数）のカテゴリーの環境配慮型プロジェクトおよび / または 1 つ（または複数）のカテゴリーの社会的責任プロジェクトへの支出に限定して使用されます。

2012 年から資金を割り当ててきた伝統に則り、イル・ド・フランス地域圏はサステナブルボンドを通じて、**環境と社会の両面に配慮したプロジェクトに資金を提供するために、今後も最大限の努力を払っていきます。**

⁴ EU グリーンボンド基準 -EU GBS - に関する報告書 2019 年 6 月号

⁵ EU グリーンボンド基準 - ユーザビリティガイド、EU グリーンボンド基準の TEG 提案 - 2020 年 3 月

⁶ 経済活動が気候変動の緩和または変化への適応に実質的に寄与すると考えられる条件を決定するための技術的選択基準、および経済活動が他の目的に著しい損害を与えないかどうかを決定するための技術的選択基準を定める欧州委員会委任規則で、欧州議会および理事会の規則（EU）2020/852 を補足するもの。

I. 対象となるグリーンプロジェクトのカテゴリー

環境に配慮した支出は、以下の4つのグリーンプロジェクトのカテゴリーのいずれかに該当するプロジェクトに資金を提供します。

環境プロジェクトカテゴリー	説明	地域圏目標	国連のSDGsに対する主貢献度	欧州タクソノミー分類規制の環境目的達成	GBPプロジェクトカテゴリー - ICMA 2018	地域圏の適格基準
持続可能な開発の建物	> 持続可能な開発手法を用いた、環境保護に貢献する建物	> 気候変動に取り組み、大気を保護する	SDGs 11: 持続可能な都市とコミュニティ (11.3) SDGs 7: クリーンで安価なエネルギー (7.1 & 7.3) SDGs 13: 気候変動対策 (13.1)   	> 気候変動の緩和	✓	詳細情報: フランスでは、「Bâtiments Basse Consommation」(BBC)という表現で、低エネルギー消費建築物(NZEB)を示しています。2013年以降、公共建築物を含むすべての新築建築物は、低エネルギー建築物の要件が2012年の熱規制「RT2012」(指令2010/31/EUの措置の国内法化)と同一であるため、NZEBが要求されています。 > 公共施設 (高等学校、付属施設、高等教育施設、医療・教育施設) : > 2017年以降の全高等学校: RT2012と比較して、必要なエネルギー消費レベルが-40%未満であること。(E+C-ラベルのレベルE3C1に相当) > すべての高等教育施設: 義務付けられているエネルギー消費レベルがRT2012と比較して-20%未満 (Efinergie+ラベルに相当)。 > 医療・教育機関: 義務付けられているエネルギー消費レベルがRT2012未満。 > 住宅: 義務付けられているエネルギー消費レベルがRT2012未満。
	> 持続可能な開発手法を用いた、環境保護に貢献する建物修復	> 気候変動に取り組み、大気を保護する		> 気候変動の緩和	✓	> 高校および高等教育施設の建物: 1,000m ² 以上の大規模な改修・修復の場合、一次エネルギー消費量(Cep)を最低30%削減 (プロジェクトCep ≤ 初期Cep - 30%、すなわちグローバル熱量規制の要求レベル) することが必要です。

低炭素輸送	> 鉄道公共交通インフラの建設	> 気候変動に取り組み、大気を保護する	SDGs 11: 持続可能な都市とコミュニティ (11.2) SDGs 9: 持続可能な工業化(9.1) SDGs 13: 気候変動対策(13.1)	> 気候変動の緩和	✓	> 以下の条件を満たす鉄道輸送インフラの建設: 電化地上インフラと関連サブシステム: インフラ、エネルギー、車載制御・指令・信号、地上制御・指令・信号のサブシステム。
	> 公共旅客輸送に特化した低炭素型道路交通インフラの建設	> 気候変動に取り組み、大気を保護する	  	> 気候変動の緩和	✓	> 公共旅客輸送に特化した低炭素道路交通のためのインフラの建設
再生可能エネルギー	> 地域の再生可能エネルギーやエネルギー効率の向上に貢献するプロジェクト	> 気候変動に取り組み、大気を保護する	SDGs 7: クリーンで安価なエネルギー (7.1 & 7.2) SDGs 12: 持続可能な生産 (12.2) SDGs 13: 気候変動対策(13.1)	> 気候変動の緩和	✓	> 太陽光発電による電力生産 > 太陽エネルギーによる熱・冷熱と電力コージェネレーション > 地熱による熱・冷熱の生産 > 廃熱による熱・冷熱の生産 > 水素製造装置の製造 > 水素の貯蔵。
陸上・水域の生物多様性の保全	> 生態系の回復と再生(例: 河岸の自然化、都市河川の再開、生垣の植栽)、 > 持続可能な森林管理(例: 樹種の気候変動への適応、国有林の保護)、 > 保護区への投資。	> 気候変動への対応と大気の保護 > 生物多様性の保全と環境・資源の保護	SDGs 6: 水質保護 (6.6) SDGs 15: 地上での生 (15.1 & 15.2)	> 気候変動の緩和 > 生物多様性と生態系の保護・修復	✓	> 植林 (PEFCラベル) > 森林再生・修復 (PEFCラベル) > 森林再生 (PEFCラベル) > 持続可能な森林管理 (PEFCラベル) > 森林保全 (PEFCラベル) > 湿地の再生

II. 対象となる社会的プロジェクトのカテゴリー

対象となる社会的支出は、以下の6つの社会的プロジェクトのうち、いずれかのカテゴリーの定義に該当するプロジェクトに資金を提供します。

社会プロジェクトカテゴリー	説明	地域圏目標	国連のSDGsに対する主貢献度	SBPプロジェクトカテゴリー – ICMA 2020	対象者層	社会的便益	地域圏の適格基準
必須サービスへのアクセス：教育	<p>> 質の高い教育インフラへのアクセスを提供（公立中等教育、公立高等教育）。</p>	<p>> すべての人々の幸福の追求。</p>	<p>SDGs 4：質の高い教育 (4.1 & 4.3 & 4.4 & 4.a) SDGs 8：適正労働と経済成長 (8.6) SDGs 10：不平等の減少 (10.2)</p> 		<p>全領土の人を対象</p>	<p>すべての人に質の高い中等教育、大学教育、職業教育へのアクセスを提供する。</p>	<p>> 教育収容能力の向上：公立の中等・高等教育のためのインフラを構築または拡張する > 公立中等・高等教育のための既存のインフラや施設の質を向上。</p>
必須サービスへのアクセス：医療保険	<p>> 健康インフラの整備や衛生器具の購入に寄与する事業 > 健康分野の研究開発に関する事業 > 例外的な危機（衛生危機、自然災害など）が発生した場合に必要な緊急インフラの整備に関するプロジェクト</p>	<p>> すべての人々の幸福の追求。</p>	<p>SDGs 3：健康・福祉 (3.b) SDGs 11：持続可能な都市とコミュニティ (11.5)</p> 		<p>全領土の人を対象</p>	<p>例外的な危機下でも、すべての人が質の高い医療サービスを受けられるようにすること。</p>	<p>> 医療提供の能力を向上：医療インフラの建設や拡張 > 既存の医療インフラや施設の質を向上。 > 医学研究の発展。 > 例外的な危機（衛生危機、自然災害など）が発生した場合に必要な緊急インフラ、設備、機材の提供。</p>
必須サービスへのアクセス：社会的インクルージョン	<p>> 脆弱な人々のための宿泊施設や医療・教育施設の開発。 > 建物やインフラ（交通、教育など）のアクセシビリティを向上させるプロジェクト。</p>	<p>> すべての人々の幸福の追求。</p>	<p>SDGs 10：不平等の減少 SDGs 4：質の高い教育 (4.5 & 4.a) SDGs 11：持続可能な都市とコミュニティ (11.2 & 11.7)</p> 		<p>特に、移動が困難な人、高齢者、不安定で脆弱な状況にある人（安全性のない状況、社会的除外、障害、ホームレスなど）を含むが、これに限定されない弱者層。</p>	<p>社会的不平等と排除を低減する。社会的結束と連帯を強化する。</p>	<p>> 弱者層の人々の受け入れと宿泊所の能力を増やす > 移動が困難な人に、建物やインフラ（交通、教育など）へのアクセスを可能にする工事。</p>
低家賃住宅	<p>> 社会住宅の開発・改修を行うプロジェクト：環境・社会的要件を満たし、住宅へのアクセスや快適性の向上に貢献。</p>	<p>> 領土間および世代間における社会的結束と連帯を強化する。</p>	<p>SDGs 1：貧困の撲滅 SDGs 11：持続可能な都市とコミュニティ (11.1 & 11.a)</p> 		<p>社会的基準*を満たす人口、学生、若年労働者</p>	<p>住宅の不平等を軽減する。</p>	<p>> 社会的住宅在庫数を増やす：新しい住宅の建設や既存の建物の改築 > 熱効率の改修工事により、既存の社会住宅在庫の品質向上と快適性の向上</p>

*住宅に適用される社会的基準は、毎年政令で定められ（地区と世帯員数に応じたスライド）、割当と影響報告書に明記されます。

<p>手ごろな価格の インフラ整備 (交通、 エネルギー、 緑地、 スポーツ 施設)。</p>	<p>> 地域全体でより 良い公共交通サー ビスを提供する ための交通インフ ラの構築 > 交通利用者や インフラ近隣の 住民の快適性や 安全性を向上させる プロジェクト、 > 地域の再生可能 エネルギーや エネルギー効率化 のための基礎的な インフラを整備： 緑地、自然環境、 生物多様性の保全 > スポーツ施設の 整備</p>	<p>> すべての人々 の幸福の 追求。</p>	<p>SDGs 8：適正労働 と経済成長 (8.1 & 8.3 & 8.4) SDGs 10：持続可 能な都市と コミュニティ (11.2 & 11.3 & 11.7)</p> 		<p>全領土の人を 対象</p>	<p>すべての人 に高品質の 基本的な インフラへ のアクセス を提供する。</p>	<p>> 公共交通インフラの 整備：地域全体でより 良いサービスを提供 > 交通手段の利用者や インフラ近隣の住民の 快適性と安全性を向上 させるプロジェクト。 これらの交通インフラは、 環境プロジェクト カテゴリの交通 インフラと同じ適格 基準に従います。 > 再生可能エネルギーの 供給や冷暖房 ネットワークのための 基礎インフラを建設。 > 整備、拡張、緑地、 自然環境の保全、生物 多様性の工事。 > スポーツ施設の開発・ 増設。</p>
<p>雇用創出、 失業対策、 経済危機対策 への支援 (中小企業・ 小規模事業者 への資金援助 策を含む)。</p>	<p>> 地域の中小企業 や社会的経済 プロジェクトを 支援することにより、 地域の雇用の創出 や維持に貢献する プロジェクト、 > 中小企業による 研究・イノベーションへの助成、領土 の魅力向上、誘致 への助成。</p>	<p>> 領土間 および世代間 における社会的 結束と連帯を 強化する。</p>	<p>SDGs 1：貧困の 撲滅 SDGs 8：適正労働 と経済成長 (8.1 & 8.3 & 8.5)</p> 		<p>> 中小企業 (PME) と 小規模事業者 (MIC) - (https:// ec.europa. eu/growth/ smes/sme- definition_en) > 例外的な経済 危機の影響を受 けた中小企業と 小規模事業者 > 失業者</p>	<p>持続可能な 経済発展を 促進する。</p>	<p>雇用創出および社会経 済開発を支援するための 支出、例えば、： > 地域の中小企業・小 規模事業者への支援や 社会的経済プロジェクト を通じて、地域の雇用の 創出や維持に貢献する プロジェクト。 > 中小企業・小規模 事業者の研究・ イノベーションを支援し、 地域への誘致を促進。 > 例外的な危機（衛生 危機、自然災害など） が発生した場合、影響 を受けた中小企業・小 規模事業者を支援する。</p>

III. セクター別除外基準

支出は、以下の部門における支出を除きます：

- 原子力発電
- 化石燃料の生産と化石燃料による発電
- 武器・弾薬の生産または取引
- アルコール飲料（ビールおよびワインを除く）の製造または取引
- タバコの製造または取引
- 条約や協定により違法とみなされる製品または事業の生産または取引、または国際的な禁止事項の対象となるもの。

b. プロジェクトの選定・評価

1. 融資対象プロジェクトの選定・評価プロセス

選定・評価プロセスは、地域のグリーン、ソーシャル、サステナブル債券発行から得られる資金が、適格な環境・社会プロジェクトに対する発行者の一般投資予算の資金調達基準に限定して配分されることを保証するためのものです。

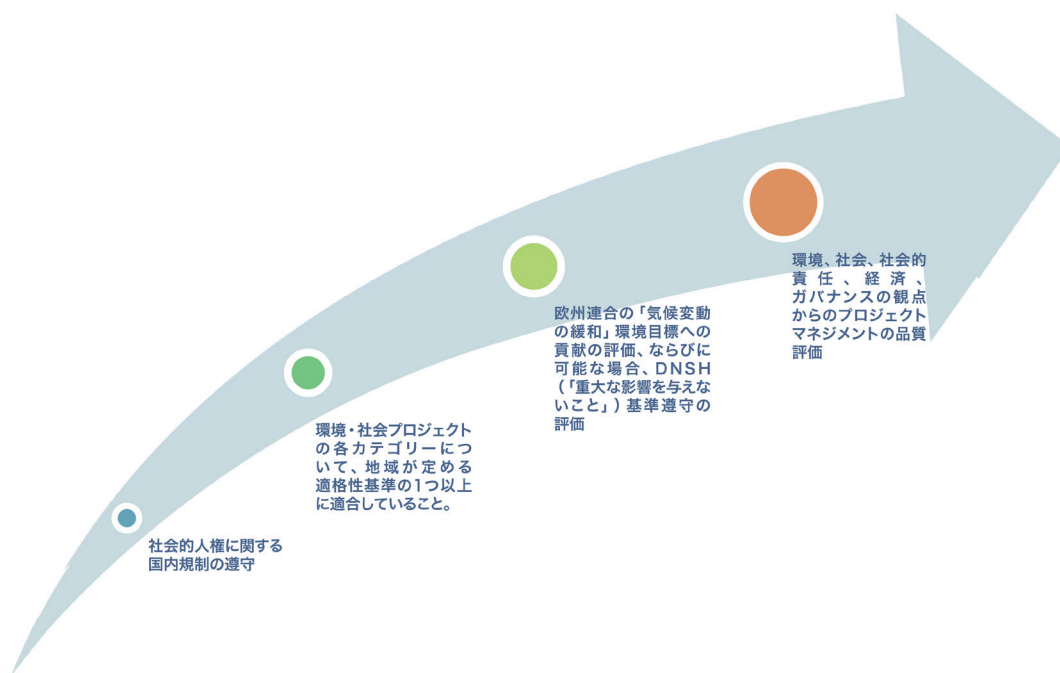
財務局、業務執行部門、監査&財務意思決定ミッション、持続可能な財務委員会など、すべての部門が当該プロセスに関与しています。

このプロセスは、当該融資が調達された年の年末以降に、イル・ド・フランス地域圏が各プロジェクトの支出レベルを完全に把握した時点で開始されます。

プロジェクトの選定：

このプロセスを主導する財務局は、地域の各業務部門に、1年間の支出計上額に対応する一定数の投資プロジェクトまたはスキームを選択するよう要請します。

プロジェクトは、4段階のプロセスに従って選定・評価されます。

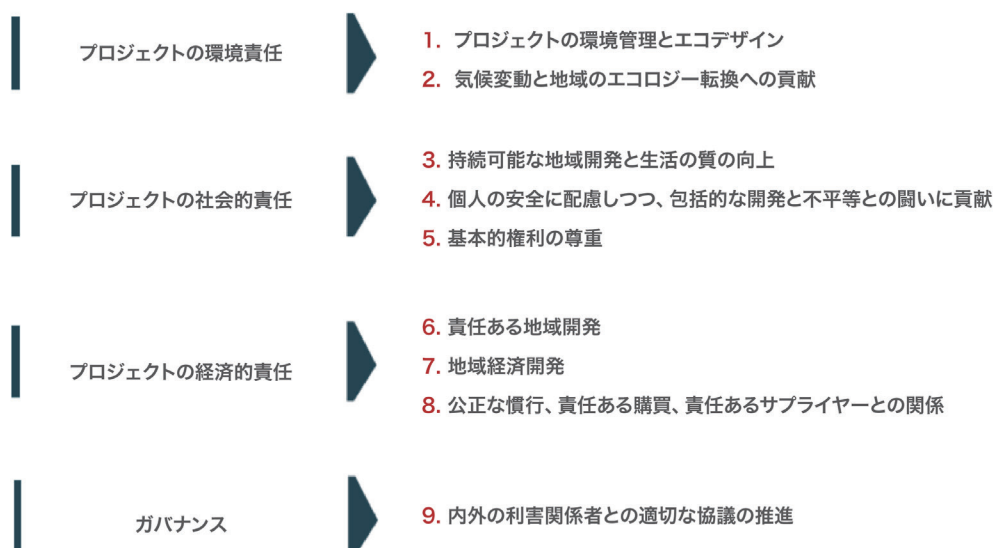


- ✓ イル・ド・フランス地方に限定して行われる地域圏の活動は、国の環境・社会に関する規制を厳格に遵守して行われています。また、フランスは OECD と国連の「人権と社会的権利に関する指導原則」を遵守しており、欧州連合の最低保証に沿った当該分野の法律を数多く採用しています（付属文書 3 参照）。
- ✓ 環境および / または社会的プロジェクトカテゴリー（本書上記 2.a.i. および 2.a.ii. で定義）のそれぞれについて、地域圏が定義する適格基準を一つ以上満たすプロジェクトでなくてはなりません。
- ✓ プロジェクトの選定プロセスにおいて、地域圏は、可能な限り、選定された環境配慮型プロジェクトが、2020 年 11 月に公表されたバージョン（またはその後の確定バージョン）の EU 規則 2020/852⁹ を補足する委任規則案およびその付属書に規定された要件に一致していることを評価します。
- ✓ 業務執行部門は、環境、社会、経済、企業経営に関わる 9 つの審査基準を最も包括的に満たすプロジェクト / 制度を選定することに努めています。

⁷ 地域の制度は、特定の地域における地域政策を表し、小規模の財政プロジェクトをまとめるものです。

⁸ 持続可能な投資枠組みの策定と EU 規則 2019/2088 (EU 規則 2019/852) の改正に関する、2020 年 6 月 18 日の欧州議会および理事会の EU 規則 2020/852。

⁹ 規則 (EU) 2020/852 & 付属書を補足する欧州委員会委任規則、2020 年 11 月発行版。



特に危機的状況下での緊急措置に対応するプロジェクトにおいては、適格基準の一部が十分にカバーされない場合があります。地域圏のプロジェクト担当部署が、そのポートフォリオの中で最も象徴的なプロジェクトを選択するのに最適な立場にあるのです。

資金の割当について

監査&財務意思決定ミッションは、地域圏の財務情報システムから、関係部署と連携して特定したプロジェクト / 制度に費やした金額に関する情報を抽出し、最終的に財務局が公債による調達額に対応するプロジェクト / 制度のリストを作成します。この最終リストは、持続可能な財務委員会が最終的に確定します。

会計上、対象となる支出は、有形固定資産（土地、機材、工事、設備などを含む建設物）に対する直接支出が含まれます。また、それには無形固定資産（投資助成金、研究費などの支払い）に対する支出も含まれます。適格支出には、用途指定の収入（法律により特定の支出のために徴収され、用途指定された収入）により賄われる支出部分は含まれません。

このステップを経て、各業務部門が、選定されたプロジェクト / 制度に関する情報をまとめ、割当およびその影響に関する報告書を作成します。各業務部門で得られた情報は、財務局が一元管理し、報告書を補足する形で整合性をチェックします。

II. 持続可能な財務委員会

持続可能な財務委員会は、財務局の責任者（財務、監査、予算）、地域環境政策担当の領土結束（Cohesion Territorial）部門、持続可能なプロジェクトに関わる主な業務執行部門、*Institut Paris Région*（パリ地域研究所）の責任者で構成されています。

委員会の議長は、地域圏財務副部長が務めます。

地域圏の機関以外からも、識者、団体、財政金融界から、持続可能な財務に関する専門知識を持つスピーカーを招聘することができます。

本委員会は、少なくとも年1回開催され、

- 地域圏の戦略、法律や技術の発展、市場慣行を継続的に反映させるために、地方債発行の枠組みの変更を提案します。当委員会は、以下の点に特に注意を払います。
 - 対象となる環境およびソーシャルプロジェクトのカテゴリー、およびこれらのカテゴリーに関連する適格基準
 - 影響指標とその算出方法
- 投資家向けの割当&影響に関するレポートに提示されたプロジェクトの選定を決定します。

持続可能な財務委員会の議事録は、以下のサイトでオンライン公開されます。 <https://www.iledefrance.fr/financement-region>。

c. 調達資金の管理

資金の流れとしては、債券で調達された資金は地域圏の金庫で交換可能なものとして利用できます。フランスの地方自治体は、金庫の残高をフランス財務省の単一口座に預けることが義務付けられています。

予算と会計の観点からは、公債の収入は投資収益として計上され、その年の投資支出をカバーすることになります。この年次予算の原則により、環境&責任ある公債によって調達された資金が、融資の調達された年に、地域圏のプロジェクトに使用されることを投資家に保証できます。

選定されたプロジェクトが何らかの重大な問題に直面した場合、または不適格、あるいは中止、延期された場合、イル・ド・フランス地域圏は、環境・社会・持続可能な発展の公債から割り当てられた資金のうち対応する分を、24ヶ月以内に別の適格プロジェクトに再割当することを約束します。

d. 割当&影響に関する報告書（レポーティング）および外部監査

1. 割当・影響に関する報告書（レポーティング）

それぞれの債券発行の割当・影響に関する報告書は、遅くとも債券発行の翌年の12月31日までに、Financement Région（地域圏の資金調達）のウェブサイト上で公開されます。

<https://www.iledefrance.fr/financement-region>

<https://www.iledefrance.fr/region-funding>

資金の割当、融資された各プロジェクト/制度の適格性基準の遵守、プロジェクトの横断的な影響指標の提示など、債券発行時のコミットメントを遵守していることが示されています。

• 割当に関する報告書

割当に関する報告書は、環境・社会・持続可能な発展の債券によって融資されたプロジェクト/制度について説明します。

- 環境・社会的プロジェクトの主要カテゴリー別に、選定されたプロジェクトおよび制度への調達資金の割当を示す表。

また、割当に関する報告書では、環境、社会、持続可能な発展の債券による融資案件について、国連が定めた「持続可能な開発目標」の観点から分析を行っています。

- 持続可能な開発目標別、およびそれぞれのターゲットによる調達資金の内訳。

レポーティングのプロジェクトシートには、プロジェクトの総額に占める地域圏拠出の資金の割合が記載されています。

最後に、割当に関する報告書では、可能な限り各公債について、欧州連合の環境目標への貢献度に応じた環境プロジェクトへの資金割当の内訳を提示する予定です。

• 影響に関する報告書

影響に関する報告書は、割当報告書の補足として、提示された各プロジェクト/制度の詳細を記した「プロジェクトシート」を添付します。

- プロジェクトの目的の説明
- シートのヘッダー部分に、プロジェクトに関する重要な情報と、過去の環境・社会・持続可能な発展の債券発行でプロジェクトに割り当てられた金額が表示されます。
- 必要であれば、プロジェクトの進捗情報の更新
- プロジェクトが、適格性基準およびプロジェクト管理に関連する基準をどのように満たしているかの根拠を示す概略表。
- 可能であれば、選択した3つの影響指標の観点から、プロジェクトの影響評価を提示。
- 各プロジェクトが対応している国連の持続可能な開発目標が、各プロジェクトシートのヘッダーに記載されます。また関連する持続可能な開発目標ターゲットの詳細が記載されます。
- 各プロジェクトが目指す、欧州連合の環境目標。

各プロジェクトの持続可能な開発目標およびターゲットへの貢献度を概観するために、サマリーテーブルが示されます。当該の表を作成するために使用されたアプローチについては、方法に関するメモで紹介されています。

多くの小規模プロジェクトを対象とする資金提供型の制度の場合、割当および影響に関する報告書は、その制度の対象となる1つまたは2つのプロジェクトについてのみ一例として詳述します。

地域圏が選んだ3つの影響指標は、以下の通りです。

- 環境プロジェクトの全カテゴリーに対応する唯一の影響指標：
 - プロジェクトによって回避されたCO₂排出量（単位：teq/年）
- すべてのカテゴリーの社会的プロジェクトについて、2つの社会的な影響指標を設定：
 - 建設段階および運用段階でのプロジェクトによる雇用（統合目的の雇用を含む）（単位：フルタイムの雇用）
 - プロジェクトの受益者数。

各プロジェクトについて、可能な限り、これらの指標と、場合によっては後日特定される可能性のある他の指標について、事前に予測される影響評価が計算されます。

影響に関するレポートに添付されている計算方法に関するノートで、影響指標の算出方法が説明されます。

II. 外部監査

公債発行枠組みの外部監査

地域圏による、環境、社会、持続可能な発展公債の最新の枠組みは、最初の発行に先立ち、外部からの監査を受けています。

この監査により、当地域の環境・社会・持続可能な公債の枠組みが、ICMAの「グリーンボンド原則2018」、「ソーシャルボンド原則2020」、「サステナビリティボンドガイドライン2018」に合致していることを検証されました。

担当者のVigeo Eirisが、独立したセカンドオピニオンを作成し、以下でオンライン公開しています。
<https://www.iledefrance.fr/region-funding>.

割当レポートの外部監査

地方財政局（DRFiP）が、地域圏が承認した支出に問題がないことを確認し、支払いを実行します。イル・ド・フランス地域圏の会計責任者として、イル・ド・フランス・エ・パリ地方財政局長が、明細書に記載された支出が支払われたことを証明します。

付属文書 1

欧州委任規則案およびその付属書（規則（EU）2020/852 & 付属書を補足する欧州委員会委任規則、2020年11月発行版）の、対応する活動に対して定義された基準による、欧州連合の環境目標「気候変動の緩和」に対するイル・ド・フランス地域圏のグリーンプロジェクトの実質的貢献度の評価

地域圏環境 プロジェクトカテ ゴリー	説明	欧州連合の環境 目標への貢献	欧州タクソ ミーの命名法に 対応する活動名 (委任法・付属 文書 2020 年 11 月)	NACE 分類 (委任法・付属 文書 2020 年 11 月)	欧州タクソミー分類名に対応 する活動の技術的選択基準 (委任法・付属文書 2020 年 11 月号)	イル・ド・フランス地域圏の プロジェクトと、欧州 タクソミー分類法の技術的 選択基準との整合性の評価 (完全な整合性あり/部分的 整合性あり/未評価)。	環境面での メリット
持続可能な 開発の建物	> 持続可能な開発手 法を用いた、環境保 護に貢献する建物	> 気候変動の 緩和目標	7.1. 新規建物 の建設	マクロセクター： F - 建設 (Construction) コード：F.41.1 & F.41.2	<p>新しい建物の建設：</p> <p>a) 建設される建物の エネルギー性能を定義する 一次エネルギー需要 (PED) が、欧州議会及び理事会指令 (2010/31/EU) を実施 する国内措置において、環境 配慮型ビル (NZEB) の要件 として設定されている基準値 より少なくとも 20%低いこと。 エネルギー性能は、建設時に EPC (エネルギー性能証明書) により証明されます。</p> <p>b) 5000m² 以上の建物に ついては、完成時に、建設に よって得られた建物の気密性 と熱的完全性をテストし、 設計で設定された性能 レベルからの逸脱や建物外壁 の欠陥があれば、投資家や 顧客に開示されます。</p> <p>c) 5000m² 以上の建物に ついては、建設に起因する 建物のライフサイクルの各 段階における地球温暖化係数 (GWP) を算出し、投資家 や顧客の要望に応じて開示 します。</p>	<p>詳細情報：フランスでは、 「Bâtiments Basse Consommation」(BBC) という表現で、低エネルギー 消費建築物 (NZEB) を示 しています。2013 年以降、 公共建築物を含むすべての 新築建築物は、低 エネルギー建築物の要件が 2012 年の熱規制 「RT2012」 (指令 2010/31/EU の 措置の国内法化) と 同一であるため、NZEB が 要求されています。</p> <p>a) > 2022 年までに提出され た建築許可証 (2021 年 に採択中の RE2020)： - すべての高校と高等教育 施設を対象とした「完全な 整合性」。</p> <p>- 社会住宅プロジェクトおよび 医療・教育機関のための 「部分的な整合性」 (貢献度はプロジェクトごと に評価)。</p> <p>> 2022 年以後に提出され た建築許可証 (2021 年 に採択中の RE2020)： すべての新築プロジェクトに 対しては「完全な整合性」。</p> <p>b) 「完全な整合性」</p> <p>c) 「完全な整合性」</p>	温室効果 ガス排出量 の削減
	> 持続可能な開発 手法を用いた、環境 保護に貢献する建物 修復	> 気候変動の 緩和目標	7.2. 既存の 建物の改修	マクロセクター： F - 建設 (Construction) コード：F.41 & F.43	<p>以下のいずれかの基準に該当 する既存建築物の改修：</p> <p>a) フランスの NZEB (低 エネルギー消費建築物) 規格 に基づく大規模改修：建物の 改修は、「大規模改修」に 関連し、欧州指令 2010/31 / EU を国内法化した、該当する国 および地域の建築規制で定義 されている大規模改修に適用 される要件に準拠しています。 改修された建物または改修 部分のエネルギー性能が、 関連する指令に従って、 エネルギー性能の最低要件の コスト最適化レベルを満たして いること。</p> <p>b) あるいは、一次エネルギー 消費量 (Cep) を少なくとも 30%削減する改修である こと。</p>	b) 「 完全な整合性 」	

低炭素輸送	> 鉄道公共交通インフラの建設	> 気候変動の緩和目標	6.14. 鉄道輸送のためのインフラの建造	<p>マクロセクター： F - 建設 (Construction) コード：F.42.12 & F42.13 & F43.21 & F71.1. & F71.2</p>	<p>次のいずれかに該当する鉄道輸送インフラ（化石燃料輸送を除く）の建設・操業： (a) インフラ（指令（EU）2016/797 の付属文書 II.2 に定義）は、以下のいずれかである： (i) 電化された軌道インフラ及び関連サブシステム： インフラ、エネルギー、車載制御コマンド及び信号、軌道側制御コマンド及び信号サブシステム (ii) 電化計画がある軌道インフラ及び関連サブシステムで、運用開始後 10 年以内に CO2 排出ゼロ列車による使用に適したインフラである場合：インフラ、エネルギー、車載制御・指令・信号、軌道制御・指令・信号サブシステム b) インフラと施設が異なった輸送モード間の貨物の積み替えに特化している：貨物の積み下ろしと積み替えのためのターミナルインフラと上部構造 c) インフラと施設が他の輸送モードから鉄道への乗客の移動に特化している。</p>	a.i.) 「完全な整合性」	温室効果ガス排出量の削減
	> 公共旅客輸送に特化した低炭素型道路交通インフラの建設	> 気候変動の緩和目標	6.13. 人の移動のためのインフラ	<p>マクロセクター： F - 建設 (Construction) コード：F42.11 & F42.12 & F43.21 & F71.1 および F71.20</p>	<p>低炭素道路交通のためのインフラの建設と操業で、以下の基準の 1 つ以上を満たすもの： a) 排気管からの CO2 排出がゼロの車両専用のインフラ：電気充電ステーション、電力網接続アップグレード、水素補給ステーション、電気道路システム（ERS） b) 輸送モード間の貨物輸送専用のインフラと施設：貨物の積み下ろしと積み替えのためのターミナルインフラと上部構造 c) 公共旅客輸送専用のインフラと施設。</p>	c) 「完全な整合性」	温室効果ガス排出量の削減

地域圏環境プロジェクトカテゴリー	説明	欧州連合の環境目標への貢献	欧州タクソノミー分類に対応する活動名 (委任法・付属文書 2020 年 11 月)	NACE 分類 (委任法・付属文書 2020 年 11 月)	欧州タクソノミー分類に対応する活動の技術的選択基準 (委任法・付属文書 2020 年 11 月号)	イル・ド・フランス地域圏のプロジェクトと、欧州タクソノミー分類の技術的選択基準との整合性の評価 (完全な整合性あり/部分的整合性あり/未評価)。	環境面でのメリット
再生可能エネルギー	> 地域の再生可能エネルギーやエネルギー効率の向上に貢献するプロジェクト	> 気候変動の緩和目標	3.2. 水素生産装置の製造	マクロセクター : C - 製造 (Fabrication) コード : C.25 & C.27 & C.28	この事業は、水素電解技術を製造します。	「完全な整合性」	温室効果ガス排出量の削減
			4.1. 太陽光発電による電力生産	マクロセクター : D - 電気、ガス、空調の供給 コード : D.42.22 & D.35.11	この事業では、太陽光発電技術を使って発電します。	「完全な整合性」	
			4.12 水素の貯蔵	非適用	活動内容は以下のいずれかである : a) 水素貯蔵施設の建設 b) 水素貯蔵施設の運営であり、施設に貯蔵される水素が、付属文書委任法 3.9. 項に定める水素製造基準に適合している場合。	a) 「完全な整合性」	
			4.17. 太陽エネルギーによる熱・冷熱と電気のコージェネレーション	マクロセクター : D - 電気、ガス、空調の供給 コード : D.35.30 & D.35.11	この活動は、太陽エネルギーによる電気と熱・冷熱のコージェネレーションである (指令 2012/27/EU の第 2 条 30 項に規定)	「完全な整合性」	
			4.22. 地熱エネルギーによる熱・冷熱とのコージェネレーション	マクロセクター : D - 電気、ガス、空調の供給 コード : D.35.30	地熱発電のライフサイクルの温暖化ガス排出量は、100gCO ₂ e/kWh 以下。ライフサイクルの温暖化ガス排出量は、プロジェクト固有のデータを基に、該当する場合は欧州委員会勧告 2013/179/EU を、そうでない場合は ISO 14067 を使用して算出します : 2018 または ISO 14064-1 : 2018. ライフサイクルで定量化された温暖化ガス排出量は、独立した第三者機関によって検証されています。	未評価	
			4.25. 廃熱を利用した熱・冷熱の生産	マクロセクター : D - 電気、ガス、空調の供給 コード : D.35.30	廃熱から熱・冷却を生み出す活動です。	「完全な整合性」	

陸上・水域の 生物多様性の 保全	<p>> 持続可能な森林管理(例:樹種の気候変動への適応、国有林の保護)</p> <p>> 保護区への投資</p>	<p>> 気候変動の緩和目標</p> <p>> 生物多様性と生態系の保護・修復</p>	1.4. 植林	<p>マクロセクター： A - 農業、林業 および養蚕業 NACEコード： A2</p>	(a) 植林計画 (b) 気候便益分析、 (c) プロジェクトの追加可能性の実証、 (d) プロジェクトの適合性。	「完全な整合性」	温室効果 ガス排出量 の削減
			1.5. 森林の再生・ 修復		(a) 森林管理計画または同等の手段 (b) 気候便益分析 (c) プロジェクトの追加可能性の実証、 (d) プロジェクトの適合性。	「完全な整合性」	
			1.6. 森林再生		(a) 森林管理計画または同等の手段 (b) 気候便益分析 (c) プロジェクトの追加可能性の実証、 (d) プロジェクトの適合性。	「完全な整合性」	
			1.7.森林管理 の改善		(a) 森林管理計画または同等の手段 (b) 気候便益分析 (c) プロジェクトの追加可能性の実証、 (d) プロジェクトの適合性。	「完全な整合性」	
			1.8 保全林業		(a) 森林管理計画または同等の手段 (b) 気候便益分析 (c) プロジェクトの追加可能性の実証、 (d) プロジェクトの適合性。	「完全な整合性」	
	2.1.湿地帯の 修復	非適用	(a) 修復計画 (b) 気候便益分析、 (c) プロジェクトの追加可能性の実証、 (d) プロジェクトの適合性。	「部分的な整合性」			

付属文書 2

委任規則案とその付属書（規則（EU）2020/852 & 付属書を補足する欧州委員会委任規則、2020年11月発行版）で対応する活動に対して定義された DNSH（「重大な影響を与えないこと」）基準に対するイル・ド・フランス地域圏のグリーンプロジェクトの評価：
低炭素輸送プロジェクトカテゴリーの分析例

欧州タクソノミー分類法との整合性：低炭素輸送

カテゴリー プロジェクトのサブカテゴリー 欧州タクソノミー分類の活動 NACE コード	低炭素輸送 低炭素型公共交通輸送のインフラ 6.13. 人の移動のためのインフラ、低炭素な道路交通を可能にするインフラ、6.14. 鉄道輸送のためのインフラ F42.11、42.12、42.13		
EU 目標	DNSH（重大な影響を与えないこと）基準	DNSH の基準との整合性に関する考察	RIDF（農村インフラ開発基金）の整合性
気候変動への適応	事業に関連する重要な気候リスクは、気候の脆弱性とリスクの詳細な評価を通じて、本付録のセクション II の表に記載の内容から特定されています。この評価は、活動の規模や予想される寿命に比例します。 (a) 予想耐用年数が 10 年未満の活動への投資については、少なくとも気候予測の規模を縮小して評価を実施 (b) その他のすべての活動については、主要な投資については最低限 10 ～ 30 年の気候予測シナリオを含む、活動の予想寿命と一致するシナリオの範囲において、分解能の高い最先端の気候予測を用いて評価を実施。経済的事業者は、事業に対する重大な気候リスクを軽減するために、適応策を実施する計画を策定します。特定された適応策は、活動開始から 5 年以内に実施すること（既存物件の場合）。これらの適応策は、適応の努力を妨げるものではなく、また、他の人々や、自然、財産、その他の経済活動の重大な気候リスクに対する耐久力のレベルに悪影響を及ぼすものではなく、地区、セクター、地方、国の適応の努力と一致するものです。	フランスは、欧州連合の適応戦略を考慮し、「国家気候変動適応計画 2018-2022（PNACC-2）」を策定しています。これは、2050 年までに予想される地域的な気候変動にフランス本土およびフランス国外の領土を適応させるために必要な行動を実施することを目的としたものです。PNACC-2 の施策は事業セクターを考慮したものとなっており、RIDF（農村インフラ開発基金）フレームワークに記載されているセクター（建物、輸送、エネルギー、生物多様性）が計画に記載されています。PNACC（気候変動適応計画）では、気候変動への適応を扱う地域ガイドラインの作成・改訂の一環として、地域適応委員会のネットワークを構築・指導し、地域と国間の調整メカニズムを構築することに言及しています。したがって、RIDF は枠組みに含まれるすべての活動において、適応の目的に対する DNSH（重大な影響を与えないこと）の基準に適合していると考えられます。	整合している
水・海洋資源の持続可能な利用と保護	水質保全と水ストレスの防止に関連する環境悪化のリスクを特定し、利害関係者と協力して策定された水の保護と利用に関する管理計画に基づいて考慮します。	指令 2000/60/EC により義務付けられ、2004 年 4 月 21 日の法律第 2004-338 号に国内法化。	整合している
循環型経済への移行	建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物（決議 2000/532/EC で制定された欧州廃棄物リストのカテゴリー 17 05 04 に指定された自然由来の材料を除く）の少なくとも 70%（重量）は、廃棄物分類レベルと建設・解体廃棄物の処理に関する欧州プロトコルに従って、他の材料の代わりに廃棄物を用いた埋め戻し作業を含む再利用、リサイクル、その他の材料回収用に準備されています。事業者は、「建設・解体廃棄物の処理に関する欧州議定書」に従い、利用可能な最善の技術を考慮した上で、建設・解体工程における廃棄物の発生を制限する。また、建設・解体廃棄物に利用できる分別システムを用いて、有害物質の安全な処分と管理を可能にし、材料の選択的な処分を通じて適切な再利用とリサイクルを容易にするために選択的解体を行うことが求められます。	フランスの「グリーン成長のためのエネルギー転換に関する法律」（LTECV）第 79 条は、2008 年の廃棄物に関する欧州枠組み指令に沿って、2020 年までに国および地方自治体が契約している建設現場で発生する材料や廃棄物の少なくとも 70% を回収する（再利用、リサイクル、その他の材料回収）ことを目標に掲げています。	整合している
汚染防止と管理	当該の場合、インフラの使用に起因する騒音や振動は、分離溝の設置、防音壁の設置などにより緩和され、欧州指令 2002/49/EC に準拠しています。 建設や保守作業時の騒音、粉塵、汚染物質の排出を低減するための対策がとられている。	欧州指令 2002/49/EC は、以下の法律によってフランスに国内法化：環境分野における欧州規制への適応に関する様々な規定を含む 2005 年 10 月 26 日付法律第 2005-1319 号、環境騒音の評価および管理に関する 2002 年 6 月 25 日付欧州議会および理事会指令 2002/49/EC を国内法化する 2004 年 11 月 12 日付指令第 2004-1199 号、騒音地図および環境騒音防止計画の策定と都市計画法の改正に関する 2006 年 3 月 24 日付政令 2006-361 号、都市計画法 R.147-5-1 条 I で言及されている飛行場のリストを定める 2006 年 4 月 3 日付政令、147-5-12006 年 4 月 4 日、騒音地図および環境騒音防止計画の作成に関する 2006 年 4 月 4 日の政令。	整合している

<p style="text-align: center;">生物多様性と生態系の保護と回復</p>	<p>EU 内で行われる活動については、欧州指令 2011/92/EU に基づき、環境影響評価 (EIA) または予備検証 (スクリーニング) を実施。第三国で行われる活動については、国際基準または同等の国内規定に従って環境影響評価 (EIA) を実施。 環境影響評価 (EIA) が実施されている場合は、環境保全のために必要な補償や緩和措置が実施される。</p>	<p>欧州指令 2011/92/EU は、欧州指令 2014/52/EU によって更新され、以下のテキストによって国内法化されました：成長、活動、経済機会の均等に関する 2015 年 8 月 6 日の法律第 2015-990 号 (第 106 条)、環境保護に分類されリスク防止に関連する設置物の制度を改正し簡素化する 2015 年 12 月 9 日の法令第 2015-1614 号、プロジェクト、計画、プログラムの環境評価に適用する規則の修正に関する 2016 年 8 月 3 日の法令第 2016-1058 号、プロジェクト、計画、プログラムの環境評価に適用する規則の修正に関する 2016 年 8 月 11 日の法令第 2016-1110 号、環境に影響を及ぼす可能性のある特定の決定の準備に際して、国民に情報を提供し参加させるための手続きを改革する 2016 年 8 月 3 日の政令第 2016-1060 号、環境認可に関する 2017 年 1 月 26 日の政令第 2017-80 号；環境に影響を及ぼす可能性のある一定の決定の準備における情報提供及び参加を確保するための手続き並びに一定のプロジェクト、計画及びプログラムの環境評価に関する諸規定の改正に関する 2017 年 4 月 25 日の政令 2017-626 号、環境法典 R.122-3 条に基づく「個別審査請求」のモデル様式を定める 2017 年 1 月 12 日の政令。 欧州指令 92/43/EEC は、以下の法律によってフランスに国内法化：「ナチュラ 2000」サイトの管理および農村法典 (2001 年 12 月 21 日官報) の改正に関する 2001 年 12 月 20 日付政令 2001-1216 号、自然生息地および共同体にとって重要な野生種の生息地の保全に関する 1995 年 5 月 5 日付政令 95-631 号 (1995 年 5 月 7 日付け官報)、環境保護の強化に関する 1995 年 2 月 2 日法律第 95-101 号 (1995 年 3 月 2 日付け官報)、廃棄物の処理および材料の回収に関する 1975 年 7 月 15 日の法律第 75-633 号を実施する 1994 年 7 月 13 日の政令第 94-609 号で、特に、持ち主が家庭でない包装廃棄物に関するもの (1994 年 7 月 21 日の官報)、2000 年 11 月 7 日付法令番号 2000-190 L、環境法典および一般地方公共団体法典の特定条項の機密解除 (2000 年 11 月 10 日付の官報)、2001 年 4 月 11 日付法令番号 2001-321、環境分野における共同体指令の国内法化および共同体法の特定条項の実施 (2001 年 04 月 14 日付の官報)、2001 年 11 月 8 日付 2001-1031 号「ナチュラ 2000」地区指定手続きと農村法典の修正 (2001 年 11 月 9 日付官報)、フランス全土の保護哺乳類リストを定める 1981 年 4 月 17 日付法令を修正する 2004 年 12 月 16 日付法令、フランス全土で保護される両生類と爬虫類のリストを定めた 1993 年 7 月 22 日付法令を改正した 2004 年 12 月 16 日付法令、フランス本土で保護される軟体動物のリストを定める 1992 年 10 月 7 日の政令を修正する 2004 年 12 月 16 日の政令、国内領土で保護される昆虫のリストを制定する 22/7/21993 の政令を修正する 2004 年 12 月 16 日の政令、チョウザメの保護に関する 2004 年 12 月 20 日付政令、環境に対する国家的責任に関する 2010 年 7 月 12 日付法律第 2010-788 号第 125 条、欧州指令 2009/147/EC により要求され、特定の渡り鳥の狩猟に関する環境法典の L.424-2 および L.424-4 条に規定された免除の実施手続きをフランスの法律に国内法化する 2020 年 5 月 19 日の政令 2020-612。地域圏が融資するすべてのプロジェクトは、フランス環境法典の対象となり、同法典は L122-1 条で、すべてのプロジェクトは、保護種に特に注意を払いながら、プロジェクトが生物多様性に与える影響を含む影響調査を受けなければならないと定めています。これには、野生生物の保護、特に衝突の危険からの保護が含まれます。詳細：Guide d'aide à la définition des mesures ERC (ERC 措置の定義に関するガイドブック、84 ページ以降)</p>	<p style="text-align: center;">整合している</p>
	<p>生物多様性の影響を受けやすい地域またはその周辺に位置する土地 / 事業所については (保護地域の「ナチュラ 2000」ネットワーク、ユネスコ世界遺産、生物多様性重点地域、およびその他の保護地域を含む)、必要に応じて適切な評価を実施し、その結果に基づき、必要な緩和策を講じています。</p>		
	<p>適宜、道路交通インフラに沿う植生を維持することで、外来種が広がらないようにします。</p>		
	<p>野生動物との衝突を避けるための緩和措置がとられています。</p>		

付属文書 3

持続可能な投資を促進する枠組みの整備に関する、2020年6月18日付欧州議会及び理事会規則（EU）2020/852の第3条及び第18条に規定する最低保証に準拠したフランスの国内規則。

欧州タクソノミー分類における最低保証

タクソノミー規定では、企業の事業活動が OECD 多国籍企業ガイドライン（以下、OECD ガイドライン）および国連企業と人権に関する指導原則（以下、国連ガイドライン）に合致していることが求められています。

基本方針	実施
国連企業と人権に関する指導原則	フランスは、「国連企業と人権に関する指導原則」の実施に向けた国家行動計画（PAN）を策定しています。
OECD 多国籍企業ガイドライン	フランスは、OECD の多国籍企業ガイドラインを遵守しています。






専門家グループの最終報告書では、次のように強調されています：「技術専門家グループは、タクソノミー分類規定を実施する目的で、企業や投資家は、(1) 人権、(2) 労働者の権利、(3) 汚職、不当な利益の勧誘、強要との闘いにコンプライアンスを重視するべきだと示しています。」

フランスは、欧州のタクソノミー規制の最低限の社会保障に沿うような十分な政策、規制、枠組みを導入していると示されています。

1) 人権	<p>国の枠組み：法整備を強化</p> <p>2017年3月27日に親会社と下請け企業に対して払うべき必要な注意義務に関する法律が制定されました。この法律により、フランス国内で5,000人以上、またはフランス国内と海外で10,000人以上の従業員を雇用する企業は、デューデリジェンスを策定し、実施しなければなりません。この計画は、企業、その直接的または間接的な支配下にある企業、または確立されたビジネス関係を持つ下請け業者やサプライヤーの業務から生じる、人権、基本的自由、健康、個人の安全、環境の重大な侵害を特定し、防止する合理的な手段を確立しなければならないと定めています。</p>
	<p>国の枠組み：男女の不平等を解消するために実施されている行動</p>
	<p>賠償措置の利用：国レベルの司法機構</p> <p>フランスの法律は、法人による人権侵害に対して厳しく対処しています。フランスの法律では、人権（人間の尊厳の侵害、人間の尊厳を損なう労働条件、強制労働）、平等法（性別による差別、労働組合加入による差別、働く権利の否定、汚職）、環境法（汚染）、社会・安全衛生法（従業員代表の組合組織の妨害、隠蔽工作、職場における事故後の意図しない怪我や死）を尊重しない企業は、犯罪として処罰されます。</p>
	<p>人権に関する企業責任：デューデリジェンス</p> <p>2015年3月、企業の社会的責任（RSE）のための国レベルのプラットフォームは、デューデリジェンスに関して以下の点を規定しています。</p> <p>親会社や下請け企業は、環境・人権リスクの予防措置を向上させるため、子会社や下請け企業に対するデューデリジェンス（任意で合理的なものもあれば、義務的のものもある）を策定し実施することが求められています。この事前の監査には、以下のような施策が含まれる場合があります：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当該基本的権利の範囲を定義する。世界人権宣言、国連「企業と人権に関する指導原則」、OECD「多国籍企業ガイドライン」、欧州連合「基本権憲章」などが、この定義の基礎となり得ます。 - 企業やグループが、デューデリジェンスのプロセスの実施を義務付けられる場合、規模のしきい値を定義する。 - デューデリジェンス計画における企業の合理的なデューデリジェンスプロセスの実施内容を定義する。
	<p>内部告発者に対する規定</p> <p>国家行動計画は、汚職、公衆衛生、利益相反、脱税、大規模な金融・経済詐欺の場合の、内部告発者に関する既存の法律を挙げており、企業に直接または法的手段により情報開示を求める個人（「内部告発者」と呼ばれる）を保護しています。また、労働者組合に「経済的警告を受ける権利」を与える既存の法律にも言及し、会社の財務状況に重大な懸念がある場合に情報を要求することができるようにしています。</p> <p>2016年12月9日付の、透明性、腐敗との闘い、経済の近代化に関する法律2016-1691は、内部告発者に関するこれまでの特定の分野別規定を置き換えたものです。この新しい法律では、内部告発者を保護するための単一の枠組みが作られ、どのような分野であっても同様な取り扱いを受ける地位が与えられるようになりました。</p>

2) 労働者の権利	<p>国際的な枠組み： フランスは、国際労働法の源流である国際労働機関（ILO）と協力し、条約の共通解釈に基づく標準的な基準を確立することを約束しています。また、フランスはILOの8つの基本条約の普遍的な批准プロセスを積極的に支援しています。数年前から、組織の管理体制を強化する必要性が強調されています。 フランスはILOの最も活発な加盟国の一つであり、ILOの運営組織の常任理事国でもあります。ディーセントワーク（働きがいのある仕事）プログラムを支持し、推進しています。多国籍企業と社会政策に関する、三者構成原則宣言（以下、EMN宣言）を全面的に支持しています。フランスは、国際労働事務所と4年間のパートナーシップ契約を結び、企業の社会的責任に関するイニシアチブを実施し、「ベターワーク」（より良い仕事）プログラムに貢献することを推進しています。</p> <p>現在進行中の行動： フランスは、「ディーセントワーク」（働きがいのある仕事）、労働安全衛生、サプライチェーンの問題をG20で取り上げるようにしています。また、2015年の国連指導原則に対するG7のコミットメントや、2016年6月に開催された国際労働会議でのコミットメント（その3つのテーマのうちの1つは「グローバルサプライチェーンにおけるディーセントワーク」）を推進するために取り組んでいます。</p>
	<p>国レベルの枠組み：法整備による厳格化：労働者の配属に関する欧州指令を国内法化するため、不当な社会的競争に対抗することを目的とした2014年7月10日の法律が採択され、このような環境における違法な労働慣行や不正行為を撲滅することを目的としています。この法律は、デューデリジェンス義務を定めるだけでなく、企業が派遣労働者を使用する場合の、（欧州指令の要件を超える）共同責任を定めたものです（この法律は、プロジェクトマネージャーやリーダーの下請けや共同請負業者に対する責任を定めています）。</p>
	<p>省庁間の「模範的行政」行動計画、および持続可能な公共調達のための国家行動計画 2016年3月25日の政令2016-360号第15条に基づき、契約当局は公共契約に一般行政条項（仕様書）を含めることを選択できます。これらの仕様書は、特定の条項ではなく、一般的な条項（サービスの履行、支払い、サービスの監査、下請け業者の提示、期限、罰則、一般条件など）に対応しています。本仕様書の第6条は、労働者の保護と労働条件について規定しており、契約者は、労働者が雇用されている国の労働法令に定められた労働条件、または、その国の法令に組み込まれていない場合には、ILOの基本8条約を遵守しなければならないと定めています。</p>
	<p>賠償措置の利用：国際レベルの司法メカニズム フランスは、2016年6月7日に、1930年のILO強制労働条約（第29号）の議定書を批准しました。フランスは、議定書を批准した5番目の国です。この議定書は、2014年6月11日にジュネーブで開催されたILOの国際労働会議において採択されました。ILOで最も多く批准されている条約の補足として、新しい形態の強制労働に対応するものです。 議定書は、報酬などの適切かつ効果的な救済措置の利用を規定しています。また、強制労働と強制労働の撲滅のための国際協力も強化しています。当該問題への対策として、雇用者と従業員の役割の重要性が強調されています。この批准は、あらゆる形態の強制労働と闘い、ILOの基本条約の普遍的批准を促進するというフランスのコミットメントを示すものです。</p>
<p>賠償措置の利用：国際レベルでの非司法的メカニズム OECD「ナショナル・コンタクト・ポイント」- フランスのナショナル・コンタクト・ポイント（NCP）は、責任ある企業行動とOECD多国籍企業行動指針の推進に積極的です。ラナプラザ（Rana Plaza）の悲劇を受け、NCPは特にサプライチェーンリスクのデューデリジェンス、人権、労働者の権利の分野で活動を拡大しました。</p>	
3) 汚職	<p>より厳しい法規制： 2014年10月22日に発表された、欧州の大手市場企業に社会、環境、人権、汚職の方針に関する報告書の公表を義務付ける「非財務報告の義務に関する指令案」は、フランスが主な支持者となっています。フランスは、欧州委員会に対し、指令の対象となる指導原則を採用する際に、野心的なアプローチを推奨しています。この指令は現在、フランスの法律に国内法化されている最中です。</p>
	<p>公共調達の政策： 公共調達の新しい法的枠組みは、社会的・環境的影響を考慮する手段を買い手に提供します。公共調達に関する2014年2月26日付指令2014/24/EU第57条の国内法化に伴い、フランス法では、詐欺、汚職、人身売買や搾取で有罪判決を受けた経済事業者が公共契約を締結すると規定されています（条例2015-899号第45条）。</p>
	<p>内部告発者に対する規定： 汚職に関する労働法典L1161-1条や、不正税制や重大な経済・金融犯罪に関する労働法典L1132-3-3条など、多くの法律に内部告発に関する規定があります。 2016年12月9日付の、透明性、腐敗との闘い、経済の近代化に関する法律2016-1691は、内部告発者に関するこれまでの特定の分野別規定を置き換えたものです。この新しい法律では、内部告発者を保護するための単一の枠組みが作られ、どのような分野であっても同等な取り扱いを受ける地位が与えられるようになりました。</p>

国の枠組みに加えて、イル・ド・フランス地域圏は、欧州のタクソノミー分類規制の最低保証に準拠するための重要な措置を講じています：

	地域圏は、社会的責任と持続可能な開発を、すべての活動、すべての分野に取り入れることにコミットしています。このように、地域圏のために実施されるガバナンスや政策、そして自らの実践の面で模範を示しています。例えば、地域圏は「社会的・環境的に責任ある調達を促進するためのスキーム」(SPASER)を採用しています。
	男女平等と女性に対する暴力との闘い(「地域の重要理念」2017に指定)に対する積極的な政策の一環として、2017年、イル・ド・フランス地域圏は5つの労働組合組織と男女間の職業的平等に関する枠組み協定を締結しました。
	2017年10月、労働組合代表の技能を認めて労働組合の関与を促進するため、イル・ド・フランス地域圏は7つの労働組合組織のうち5つ(イル・ド・フランス地域圏職員の72%を代表)と共に、「キャリア開発および職業的改善への労働組合の関与を認める憲章」に署名しました。
	2016年12月9日付法律2016-1691第8条に基づき、イル・ド・フランス地域圏はコンプライアンス・オフィサーを任命しています。
	2019年3月、イル・ド・フランス地域圏は公共サービスの効率化を図るための枠組み協定も採択しました。職場における生活の質、自律性、権限委譲に重点を置いています。その結果、近代化を進める中で、イル・ド・フランス地域圏は、多くのメカニズムを通じて、労働組織の自由(テレワーク、フレックスタイム)を促進することに尽力する一方、職員の保護に努め、仕事から離れる「切断の権利」の認識において先駆的な行政機関となることを目指しています。



イル・ド・フランス地域圏
2, rue Simone-Veil
93400 Saint-Ouen
電話 : 01 53 85 53 85

www.iledefrance.fr

 [RegionIleDeFrance](https://www.facebook.com/RegionIleDeFrance)

 [iledefrance](https://twitter.com/iledefrance)

 [iledefrance](https://www.instagram.com/iledefrance)